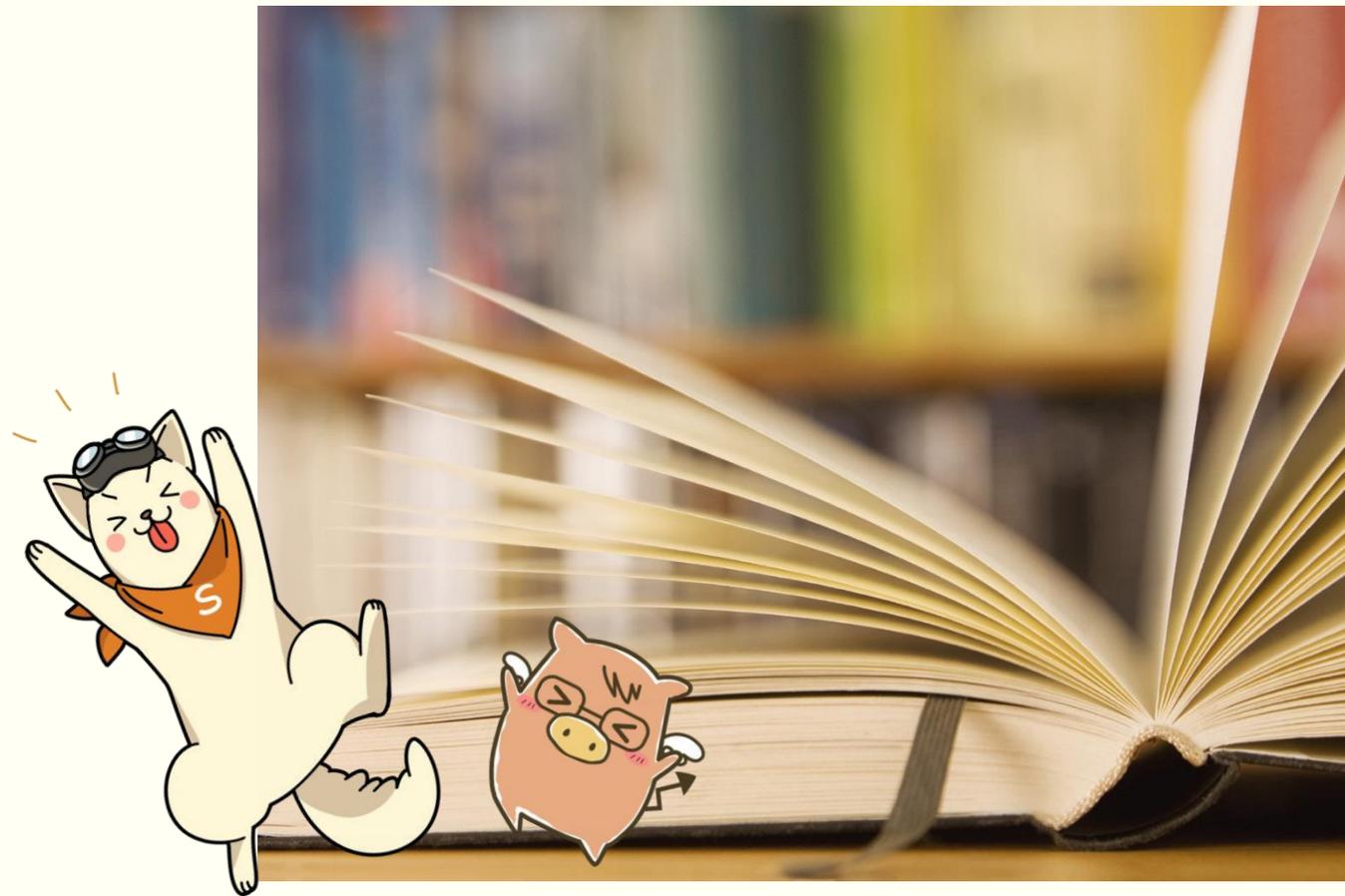


薬機法関連 記事作成マニュアル



はじめに

本資料は薬機法（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（※旧薬事法））の中で、記事を作成する上で特に重要な注意点を抜粋した資料です。

薬機法では、医薬品や化粧品などの「人体及び健康に影響するもの」に関する取扱いや広告表現などを厳しく制限しています。

webメディア向けに作成される記事も薬機法の規制対象となるため、化粧品・医薬品（医薬部外品）・サプリメント等に関する内容だけでなく、医療・美容・健康等のジャンルに該当するものについても、薬機法に抵触しない文章表現を用いて執筆する必要があります。

なお、事実誤認を招く表現や使用してはならない表現を使用し、それが悪質であると判断された場合、執筆者をはじめ記事作成に関わった全員が処罰の対象となります。

まずは、本資料を確認し、薬機法への理解を深めてから記事の企画・執筆・チェックを行っていただくようお願いいたします。
本資料に記載がなく、**表現使用の可否が判断できない場合には運営事務局までお問い合わせください。**

※本資料の内容は薬機法を網羅したものではなく、記事作成で必要となる注意点を抜粋したものです。弊社の解釈によって作成されています。

目次

薬機法とは

- ・薬機法と記事作成
- ・薬機法にまつわるNG表現例

薬機法で注意すべき案件

- ・基本的な考え方
- ・薬機法に関連する案件の作成・チェックで押さえておくべきポイント
- ・薬機法上注意すべき対象の定義と記事作成のポイント
- ・薬機法上注意すべき案件の整理
- ・医薬品でないものを使用できない表現例

薬機法関連案件の作成・チェック

- ・サグーワークス共通ルール
- ・特定名称を含まないものに関するルール
- ・医薬品等に関するルール
- ・薬用化粧品等に関するルール
- ・一般化粧品に関するルール
- ・薬用化粧品・化粧品等に関するルール【NG表現例】
- ・保健機能食品に関するルール
- ・一般的な健康食品・サプリメント等、あきらか食品に関するルール
- ・参考サイト



薬機法とは

薬機法という法律が何を・どのように規制しているのか
記事作成にどのように影響するのかについて



薬機法とは

薬機法は「薬事法」が改正されたもの。2014年11月の改定により、正式名称が「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」となったため、薬機法と呼ばれるようになった。

■ 薬機法の目的

(原文)

医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品（以下「医薬品等」という。）の品質、有効性及び安全性の確保並びにこれらの使用による保健衛生上の危害の発生及び拡大の防止のために必要な規制を行うとともに、指定薬物の規制に関する措置を講ずるほか、医療上特にその必要性が高い医薬品、医療機器及び再生医療等製品の研究開発の促進のために必要な措置を講ずることにより、保健衛生の向上を図ることを目的とする

ポイント★



薬機法は、人体に影響を及ぼす可能性のある医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品などについて、利用者が正しく理解・使用することで、自身の健康を守れるように作られた法律ということ。

薬機法で規定しているもの：医薬品、医薬部外品、医療機器、化粧品（「医薬品等」と表現されるもの）

規定されていないもの：健康食品やサプリメント ※ただし、効果・効能について「医薬品等」と混同されないように薬機法を踏まえて注意すべきものではある

薬機法と記事作成

薬機法では、薬の飲み方や効果・効能から、薬のパッケージや広告に記載できる内容、商品の陳列方法まで、状況に応じてルールが決められている。健康・美容・医療などのジャンルで、医薬品や医薬部外品（薬用化粧品など）、化粧品などについての記事を作成する際に注意すべきは「**広告表現**」の部分。

薬機法が定義する「広告」とは、下記の3点をすべて満たすもの（広告の3要件）である。

- ①顧客を誘引する（購買意欲を喚起・高める）意図が明確であること
- ②特定医薬品等の商品名が明らかにされていること
- ③一般人が認知できる状態であること（一般の人が閲覧可能である状態）

そして、薬機法には下記のようなルールがある。

- ・何人も、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の名称、製造方法、効能、効果又は性能に関して、**明示的であると暗示的であるとを問わず、虚偽又は誇大な記事を広告し、記述し、又は流布してはならない。**
- ・医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の効能、効果又は性能について、**医師その他の者がこれを保証したものと誤解されるおそれがある記事を広告し、記述し、又は流布することは、前項に該当するものとする**

ポイント★



「医薬品等について、間違った内容や誇大表現を使った広告をしてはいけないし、第三者が効果を保証するような見え方の広告（記事）もNG。もちろん、医薬品等でないものを医薬品と混同するような書き方もNG」ということ。

企業に納品される**Webコンテンツでは、上記3要件の①と③はほとんどの場合に当てはまる**とみなされる。

薬機法にまつわるNG表現例

下記のような表現は薬機法上、NGとなる。

例1) ダイエットサプリメントA

Aには、**有効成分**である〇〇や××が配合されており、体内に蓄積された**脂肪を燃焼し、食欲を抑制する効果がある**ので**体質改善やダイエット**にオススメです。

有効成分、脂肪燃焼、食欲抑制、体質改善、ダイエット（痩身効果）といった身体の構造や性質に影響を及ぼす表現が認められているのは医薬品のみ。つまり、医薬品でないサプリメントにこのような表現は使用してはならない。

例2) 化粧水B

Bには、**抗酸化作用**がある〇〇という成分が含まれているので、いつまでも**若々しい肌を保ちます**。

抗酸化作用、若々しい肌を保つ、という表現は、身体の構造や性質の変化を示し、老化防止を暗示するものであり、化粧品には認められていない。

例3) 保湿クリームC

Cは**皮膚科専門医と共同研究**で製品化されました。化学成分を含まないオーガニック**処方**なので**赤ちゃんやお年寄りでも安心**して使えます。

「皮膚科専門医と共同研究」という権威性を示したり、「赤ちゃんやお年寄りにも安心」という表現は、本製品の安全性を保証する表現のため、禁止されている。また、処方という表現は医薬品に対して使われるものなので不適切。

薬機法で注意すべき案件

薬機法上、注意すべき案件や関連する案件について



基本的な考え方

■ 記事作成に特に注意しなければならないのは「特定の名称（薬・商品などの固有名詞）や商品URLを含む」場合

- ・特に注意すべき薬機法の規制は「医薬品等の広告表現」であり、商品名が含まれる場合は広告の3要件を満たすと考えられる
- ・特定の名称・商品URLに関する記事の場合、薬機法が制限するルールに沿って正確に執筆する必要がある
- ・特定の名称・商品URLを含まない場合（固有名詞ではない一般名詞）であっても、誇大表現等に注意する
- ・サプリメントなどの健康食品は薬機法の対象外。ただし、医薬品的な表現で効果を謳わないよう注意

■ 商品の内容や効果・効能は認められた範囲で正確に記載しなければならない

- ・医薬品は承認された効果・効能を、化粧品や保健機能食品は認められた範囲の効果・効能を記載可能
- ・健康食品やサプリメントは「**健康維持」「栄養補給」「美容のため**」以外の効果・効能を謳うことはNG

■ 本来の目的（用途）と異なる内容は書かない

- ・医薬品（医薬部外品含む）や化粧品は明確な目的・用途を示した上でのみ効果・効能の表現が許可される
- ・本来の目的・用途と異なる内容の記載は禁止

■ 明示的か暗示的かは関係なく規制されている

- ・「○○に効果的」という明示的な場合に限らず、「○○な人にオススメ」「○○のお悩みに」といった暗示的な表現も規制対象

ポイント★ 勝手に自己判断をせず、対象のメーカーサイトのルールに沿って記事を書くようにしましょう。



薬機法に関連する案件の作成・チェックで押さえておくべきポイント

■ 対象の薬・商品がどのような分類なのかを確認する

- ・医薬品等、化粧品、健康食品・サプリメントは、分類ごとに正しいルールで！
- ・**対象商品をメーカーサイトや画像検索でラベルをチェックし、医薬品、化粧品、食品など、どの分類なのかを必ず確認する**

■ 情報ソースは二次情報ではなくメーカーサイト・厚生労働省のサイトを参考にする

- ・化粧品や健康食品は広告収入を目的としたサイトなどで、薬機法上禁止されている表現を使用している記事も多数あるので注意
- ・記事（特に効果・効能など）を書く際はメーカーサイトや厚労省など、信頼できるサイトを参考に！

■ 薬機法に関する案件は「売れるように書く」のではなく「ルール通りに正確に書く」こと

- ・効果・効能などの作用、メリットなどについて、脚色せずにルール通り正確に書くこと
- ・売れるように書くのではなく、読者の誤解（期待させることも含む）や健康被害を生じさせないことが最優先

例) 日焼け止めの場合、「日やけによるしみ・そばかすを防ぐ」など使用できる表現が細かく決められています。
「日焼けによる炎症を抑える」「これさえあれば日焼け知らず」「紫外線をはじく」など、認められていない表現は使用できません。

ポイント★

効果効能、副作用などは表現を変えたり、脚色したりせずメーカーサイトなどの一次情報の記載を参考に！
細かく表現が決められているので、使用可能な表現に反していないかチェックしよう！



薬機法上注意すべき対象の定義と記事作成のポイント

下記に関するものは明確にルールが決められているため、記事作成では表現方法に注意が必要です。

■ 医薬品等

対象	定義	記事作成で注意すべきポイント
医薬品	<ul style="list-style-type: none"> ・日本薬局方に収められているもの ・人や動物の疾病の診断、治癒または予防に使用されることが目的とされるものであり、機械器具等でないもの ・人や動物の身体の構造または機能に影響を及ぼすことが目的とされているものであって、機械器具等でないもの 	<p>医薬品として承認（認可、指定など）された内容の通りに抜け漏れなく書かなければならない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効果効能の一部のみを書くことはNG ・効果効能、用法用量など認められた表現以外の表現で書くことはNG ・誇張したり脚色するなど、誤認を招く表現はNG ・本来の使用目的と異なる目的に使えるような表現はNG
医薬部外品	<p>以下のうち人体に対する作用が緩和なもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「吐きけその他の不快感又は口臭若しくは体臭の防止」「あせも、ただれ等の防止」「脱毛の防止、育毛又は除毛」を目的とし、機械器具等でないもの ・人や動物の保健のためにするねずみ、はえ、蚊、のみその他これらに類する生物の防除の目的のために使用されるものであって機械器具等でないもの ・医薬品として指定されるもののうち厚生労働大臣が指定したもの 	
医療機器	<ul style="list-style-type: none"> ・人や動物の疾病の診断、治療または予防に使用されること、人や動物の身体の構造または機能に影響を及ぼすことが目的とされているものであって機械器具等（再生医療等製品を除く）であって、政令で定めるもの 	
化粧品	<ul style="list-style-type: none"> ・人の身体を清潔にし、美化し、魅力を増し、容貌（ぼう）を変え、または皮膚もしくは毛髪を健やかに保つために、身体に塗擦、散布その他これらに類似する方法で使用されることが目的とされている物で、人体に対する作用が緩和なもの 	<p>化粧品として使用可能な表現の範囲内で書かなければならない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医薬品・医薬部外品でないため、治癒や予防、身体や皮膚の変化につながる表現はNG

薬機法上注意すべき対象の定義と記事作成のポイント

健康食品・サプリメントは下記のように分類され、「保健機能食品」以外の健康食品・サプリメントは「食品」として扱われます。

■ 健康食品・サプリメント

対象	定義	記事作成で注意すべきポイント
保健機能食品 特定保健用食品 (トクホ)	特定の保健の目的（健康維持・増進）に役立つことが科学的根拠に基づいて認められている食品で、 効果や安全性について国が審査を行い、消費者庁長官が許可をしたもの	特定保健用食品として許可を受けた内容（「許可表示」の内容） 以上の効果効能は謳えない 例）〇〇が含まれているのでおなかの調子を整えます。 例）〇〇が含まれているので血圧が高めの方に適した食品です。
保健機能食品 機能性表示食品	事業者の責任において、科学的根拠に基づいた機能性を表示した食品で、販売前に安全性及び機能性の根拠に関する情報などが 消費者庁長官へ届け出られたもの ※消費者庁長官の個別の許可を受けたものではない	・機能性表示食品として届け出を行った内容（「届出表示」の内容）以上の効果効能は謳えない
保健機能食品 栄養機能食品	通常の食生活では1日に必要な栄養成分が不足しがちな場合に、栄養成分の補給・補完を目的として利用される食品。 既に科学的根拠が確認された成分について、注意喚起と合わせて表記することでその機能を表示することができる。 ※特に許可や届け出がされたものではなくメーカー判断による	下記の栄養素について 摂取時の注意喚起に関する記載と併せて、栄養成分の機能を表示することができる ・脂肪酸：n-3脂肪酸（オメガ3脂肪酸） ・ミネラル：亜鉛、カルシウム、鉄、銅、マグネシウム、カリウム ・ビタミン：ナイアシン、パントテン酸、ビオチン、ビタミンA、B1、B2、B6、B12、C、D、E、K、葉酸
いわゆる健康食品	あきらか食品と異なり、 消費者が特別な効果を期待する可能性がある食品 。 「健康食品」、「健康補助食品」、「栄養補助食品」、「栄養強化食品」、「栄養調整食品」、「健康飲料」、「サプリメント」といった、様々な名前がついた食品があるが、「 食品 」扱いのため 効果効能についての記載は認められていない 。	基本的に効果効能は謳えない が、病的な健康状態や身体的機能・構造の変化などに関連しない表現で「健康維持」「栄養補給」「美容」を目的に、と表現することができる NG例）病後の栄養補給に、体質改善のための栄養補給に
あきらか食品	通常の食生活において「 あきらかに食品と認識されるもの 」で、医薬品と混同する余地がないもの 例）肉、卵、野菜、魚介、加工品（豆腐、ヨーグルト、チーズ、酒、ハム、ジュース、ケーキ、菓子）、総菜、漬物、冷凍食品、調味料（しょうゆ、ソース）など	病気の治癒など医薬品的な表現ではなく、その食品が含む栄養素の持つ機能として根拠を明示したうえで、効果効能を謳う分には問題ない

薬機法上注意すべき案件の整理

※食品として分類されるもの



医薬品・医薬部外品・医療機器	承認された範囲で抜け漏れなく記載する
化粧品	化粧品に認められた表現の範囲内で効果効能を謳える。ただし医薬品的効果効能（身体的構造・機能に影響を及ぼすような表現）はNG
特定保健用食品	特定保健用食品として許可を受けた範囲（「許可表示」の内容）で効果効能を謳える
機能性表示食品	機能性表示食品として届け出を行った範囲（「届出表示」の内容）で効果効能を謳える
栄養機能食品	特定の成分について注意喚起に関する記載と併せて栄養素の持つ機能（効果）を謳える
健康食品・サプリメント	（病的な健康状態や身体的機能・構造の変化などに関連しない表現で）「栄養補給」、「健康維持」「美容のために」という表現が可能。それ以上の効果効能を期待させる表現は不可。
一般的な食品（明らかな食品）	病気の治癒など医薬品的表現ではなく、その食品が含む栄養素の持つ機能として根拠を明示したうえで、誤認を生じさせない範囲で効果効能を謳うことが可能。

ポイント★

上記は、「特定の名称（医薬品名・商品名などの固有名詞）を含む」場合のルールです。



医薬品でないものに使用できない表現例

医薬品ではないもの（化粧品、保健機能食品など）に**使用NGの表現例**（医薬品的効果）

種類	NGの理由	NG表現例 (医薬品等以外に用いた場合)	類似表現・参考情報
効果・効能	病気の治癒・予防を目的とする、病気に限らず、身体の構造・機能に影響を及ぼすことを目的とする医薬品だけに認められた表現。医薬品として承認を得たものだけが認められた範囲で効果効能を謳うことができる。そのため、医薬品等以外で、病気の治癒や身体の構造や性質に変化をもたらすような効果効能を謳ったり、暗示（効果があるようにとらえられかねない表現）してはならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・高血圧・血糖値が気になるあなたに ・このサプリメントを飲むと痩せます ・このサプリは眼精疲労に効果があります ・疲労回復、体力増強、新陳代謝を高める ・このシャンプーを使うと毛が増えます ・しわの予防に使われる〇〇を配合 ・アンチエイジング成分の〇〇を配合 	効果、効能、効き目、治す、良くする、作用する、副作用、～に良い、～に効く、～すると～になる（変化）、（シミなどを）隠す、消す、目立たなくする ※その他効果効能を明示・暗示する表現
用法用量	医薬品は治療・予防の目的を果たし安全に使用するために、服用時期・量が決められている。それ以外のもので摂取時期や量を断定したり、方法などを細かく決めることは医薬品的な効果効能を期待させるため使用してはならない。また、症状に応じた量の指定・変動、医薬品固有の表現なども医薬品的な用法用量に該当するため不可。 医薬品的な表現ではなくあくまで「食品」としての摂取方法や調理法の記載、目安量を示すことは可能。	<ul style="list-style-type: none"> ・1日1粒 ・毎食後〇粒を目安にお飲みください ・体調が優れない場合は1日〇粒 ・肝臓が悪い方は1日〇粒、改善されたら1日〇粒 ・オブラートにつつんでお飲みください 	食前、食後、1日〇個（粒・グラム）、 毎食後1つずつ、お休み前に
物の成分本質 (原材料)	下記資料中に記載のある成分、原材料は「医薬品」に使用されるため、医薬品等以外では使用してはならない。ただし、医薬品としての効果が期待できない程度の量、医薬品としての目的ではなく食品添加物としての目的である場合は可能となる場合がある。 http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kenkou/kenko_shokuhin/ken_syoku/kanshi/seibun.files/iyakuhinlist_180418.pdf	<ul style="list-style-type: none"> ・アロエ（葉の液汁） ※根・葉肉「非医」 ・トチュウ（樹皮） ※葉や果実は「非医」 ・カッコン（根） ※種子や葉、花などは「非医」 ・アスピリン ・アミラーゼ（ジアスターゼ） ・タウリン ・ ※非医：医薬品成分とされないもの	-

薬機法関連案件の作成・チェック

薬機法が関連する案件の作成時および承認時の具体的な
注意点・チェックポイントについて



サグーワークス共通ルール

サグーワークスで作成する医薬品や化粧品、健康食品などに共通するルールです。

対象となるもの（記事で扱う対象）	ルール
全て 医薬品 医薬部外品（薬用化粧品含む）、 医療機器 化粧品 食品（保健機能食品、一般サプリメント・健康食品等含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・名称、製造方法、効果効能・性能、成分、分量、原材料に関して、明示的であると暗示的であるかに関わらず、事実と異なる内容や不正確な内容、誤解を生じさせる内容、虚偽・誇大（誇張）した内容の記載は禁止 ・医師や専門家（専門機関・組織も同様）、その他の者（一般の人を含む）が、商品の安全性や有効性などを保証したものと誤解されるおそれがある内容の記載は禁止 ・認められた効果効能、含まれている成分などについて、一部のみに焦点をあてることで特に有効であるかのような内容の記載は禁止 ・特定の他社製品の良し悪し、否定・誹謗につながる内容の記載は禁止
医薬品等以外 化粧品 食品（保健機能食品、一般サプリメント・健康食品等含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品・医薬部外品・医療機器として承認を受けていないものについて、その名称、製造方法、効果効能・性能、に関して治療、予防を目的とするような表現の記載 ・身体の組織・機能の増強・増進を目的とする効果効能の記載 ・医薬品と誤解されるような摂取時期・量・方法の記載

特定名称を含まないものに関するルール①

医薬品・医薬部外品・医療機器などの「医薬品等」、化粧品やサプリメント・健康食品など、特定の名称（商品名など）を含まないものは、薬機法における広告の定義には当てはまらない。

対象となるもの（記事で扱う対象）	ルール
特定の薬品・商品名ではない一般名称（頭痛薬、葉酸サプリ、ダイエットサプリ、育毛剤、乳液、化粧水など）	<ul style="list-style-type: none"> ・共通ルールに従い、作成・チェックする ・効果効能などについては、事実誤認を生じさせず、誇大表現のない範囲で具体的根拠（研究結果など）があれば記載可

■ 広告の定義

下記をすべて満たす場合に「広告」となる

- ①顧客を誘引する（購買意欲を喚起・高める）意図が明確であること
- ②特定医薬品等の商品名が明らかにされていること
- ③一般人が認知できる状態であること（一般の人が閲覧可能である状態）

しかし、**事実誤認を生じさせる表現は景表法や食品表示法など他の法律で制限されている可能性があるため正しく記載する必要がある**

特定名称を含まないものに関するルール②

■ NG例

NG例	NG理由
<p>例1) 葉酸サプリ</p> <p>葉酸はプテロイルモノグルタミン酸、その派生物の総称でビタミンの一種です。ビタミンB12とともに赤血球を作る働きを持つため、「造血のビタミン」と言われています。</p> <p>葉酸には、細胞の生産や再生を助ける働きがあることから、積極的に摂取することで身長が伸び、筋力アップが実現します。葉酸は細胞分裂や細胞の成熟を左右することから、胎児にとって重要な栄養素と言われており、妊婦が葉酸を十分に摂取することで胎児の先天異常である神経管閉鎖障害を予防できることが数多くの研究結果からわかっています。そのため、葉酸サプリの摂取は、流産や死産を防ぎたい妊婦さんにオススメなのです。</p>	<p>「身長が伸びる、筋力アップ」など不確実な内容の断定 「リスクを下げる」と「予防する」ことは同義ではない 「予防」は医薬品的表現、「流産や死産を防ぐ」は葉酸の期待効果を超えているため不正確</p>
<p>例2) 頭痛薬</p> <p>痛み止めとして市販されている種類も多い頭痛薬。これまでは医師が処方する薬にしか認められていなかった成分を含む商品も一般のドラッグストアで購入できるようになりましたので、病院に通わず片頭痛などの悩みを解消することができます。</p> <p>リスクが高い医薬品は、医師の処方箋が必要になりますが、ドラッグストアで購入できるものはリスクが低いとされているので、副作用などの心配なく服用することができます。</p>	<p>「片頭痛の解消」は根治と勘違いさせる不正確な表現 ドラッグストアで販売されている医薬品にリスクがないと誤解を生じさせる不正確な表現</p>
<p>例3) 美白美容液</p> <p>美白を目的とした美容液は、シミやそばかすの原因となるメラニンの生成を抑えます。有効成分がメラニンに働きかけるので、長年悩みの種になっていたシミも段々と薄くなり、使い続けることでシミ・そばかすができにくくなり、肌が今まで以上に白くなっていくことを実感できるでしょう。</p> <p>商品には、うるおい成分であるコラーゲンやヒアルロン酸を含んだ保湿ができるものもあり、シミ・そばかす対策と同時にシワの解消にも有効なものがあります。</p>	<p>「シミが薄くなる、できにくくなる、シワの解消」は治療を想起させる医薬品的表現であり事実とも異なる</p>

医薬品等に関するルール①

医薬品・医薬部外品・医療機器などの「医薬品等」は、厚生労働大臣の承認等の過程を経て処方・販売されており、販売・広告においては**承認等を受けた内容を超えた効果効能について謳うことはできない**。また、承認を受けた内容であっても、一部のみを特に強調する（それだけを書くなど）こともできない。

対象となるもの（記事で扱う対象）	ルール
医薬品等： 医薬品、医薬部外品、医療機器	<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品等のメーカーサイトを確認し、メーカーサイトに記載の内容を抜け漏れ・脚色なく記載する ・同じブランドの医薬品等を1つの記事で説明する場合は共通する効果効能のみを書く ・医薬品等に関する説明は添付文書の通りに作成する <p>【参考】 独立行政法人医薬品医療機器総合機構「医療用医薬品の添付文書情報」 http://www.info.pmda.go.jp/psearch/html/menu_tenpu_base.html</p>

・二次的、三次的な副次的な効果について言及することもできない。

例：頭痛が治るので、**眠りが深くなり様々な不調が改善されるでしょう** ※「頭痛薬」の効果効能にない場合は副次的効果に該当

・記事作成では、承認時に認められた効果効能を抜け漏れなく正しく記載する必要がある。

■承認を受けている医薬品の見分け方

商品やラベル、パッケージ、Webサイト上に下記の記載がされているもの

医薬品：医療用医薬品、薬局製造販売医薬品、要指導医薬品、一般用医薬品（第一類医薬品、第二類医薬品、第三類医薬品）など

医薬部外品：指定医薬部外品（新指定医薬部外品、新範囲医薬部外品）、医薬部外品、防除用医薬部外品など

医薬品等に関するルール②

■ 医薬部外品で使用できる効果効能に関する表現 ※下記を超えた表現は使用不可

対象	例	使用目的	効果効能
口中清涼剤	トローチ、マウスケアスプレー、酔い止め、など	吐き気その他の不快感の防止を目的とする内用剤である	口臭／気分不快
腋臭防止剤	制汗スプレーなど	体臭の防止を目的とする外用剤である	わきが（腋臭）／皮膚汗臭／制汗
てんか粉剤	ベビーパウダーなど	あせも、ただれ等の防止を目的とする外用剤である	あせも／おしめ（おむつ）かぶれ／ただれ／股ずれ／かみそりまけ
育毛剤（養毛剤）	ヘアトニックなど	脱毛の防止及び育毛を目的とする外用剤である	育毛／薄毛／かゆみ／脱毛の予防／毛生促進／発毛促進／ふけ／病後・産後の脱毛／養毛
除毛剤	脱毛クリームなど	除毛を目的とする外用剤である	除毛
染毛剤（脱色剤・脱染剤）	白髪染めなど	毛髪の染色、脱色または脱染を目的とする外用剤である	染毛／脱色／脱染
パーマ剤・ウェーブ剤	（美容室用）パーマ剤など	毛髪のウェーブ等を目的とする外用剤である	毛髪にウェーブをもたせ、保つ／くせ毛、ちぢれ毛、またはウェーブ毛髪をのばし、保つ
衛生綿類	ガーゼ、生理用品など	衛生上の用途での使用を目的とする綿類である	整理処理用品については整理処理用／清浄用綿類については、乳児の皮膚または航空の清浄または清拭／授乳時の乳首または乳房の清浄または清拭／目、性器または肛門の清浄または清拭

医薬品等に関するルール③

■ 医薬部外品で使用できる効果効能に関する表現 ※下記を超えた表現は使用不可

対象	例	使用目的	効果効能
浴用剤	入浴剤など	原則として浴槽中に投入して用いられる外用剤である ※浴用石鹸は含まない	あせも／荒れ症／打ち身／肩のこり／くじき／神経痛／湿疹／しもやけ／痔／冷え性／腰痛／リウマチ／疲労回復／ひび／あかぎれ／産前産後の冷え性／にきび
薬用歯みがき類	歯磨き粉、マウスウォッシュなど	化粧品としての使用目的を合わせて有する化粧品類似の剤型の外用剤である	歯を白くする／口中を浄化する／口中を爽快にする／歯周炎（歯槽膿漏）の予防／歯肉（歯ぐき）炎の予防／歯石の沈着を防ぐ／むし歯を防ぐ／むし歯の発生および進行の予防／口臭の防止／タバコのヤニ除去／歯がしみるのを防ぐ
忌避剤	虫よけスプレー、ダニ除け剤など	はえ、蚊、のみ等の衛生害虫の忌避を目的とする外用剤である	蚊成虫、ブユ（ブヨ）、サシバエ、ノミ、イエダニ、ドコジラミ（ナンキンムシ）等の忌避
殺虫剤	蚊取り線香、害虫駆除剤など	はえ、蚊、のみなどの衛生害虫の駆除または防止を目的とするものである	殺虫／はえ、蚊、のみ等の駆除または防止
殺そ剤	ネズミ駆除剤など	ねずみの駆除または防止を目的とするものである	殺そ／ねずみの駆除、殺滅または防止
ソフトコンタクトレンズ用消毒剤	コンタクトレンズ消毒剤など	ソフトコンタクトレンズの消毒を目的とするものである	ソフトコンタクトレンズの消毒
薬用化粧品	※薬用化粧品に関するルールに記載		

医薬品等に関するルール④

■ 医薬部外品で使用できる効果効能に関する表現 ※下記を超えた表現は使用不可

対象	効果効能
のど清涼剤	たん・のどの炎症による声がれ／のどのあれ／のどの不快感／のどの痛み／のどのはれ
健胃清涼剤	食べ過ぎ・飲み過ぎによる胃部不快感、はきけ（むかつき、胃のむかつき、二日酔・悪酔いのむかつき、嘔気、悪心）
外皮消毒剤	すり傷、切り傷、さし傷、かき傷、靴ずれ、創傷面の洗浄・消毒手指・皮膚の洗浄・消毒
きず消毒保護剤	すり傷、切り傷、さし傷、かき傷、靴ずれ、創傷面の消毒・保護（被覆）
ひび・あかぎれ用剤 （クロルヘキシジン主剤）	ひび・あかぎれ・すり傷・靴ずれ
ひび・あかぎれ用剤 （メントール・カンフル主剤）	ひび・しもやけ・あかぎれ
ひび・あかぎれ用剤 （ビタミンAE主剤）	ひび・しもやけ・あかぎれ・手足のあれの緩和
あせも・ただれ用剤	あせも・ただれの緩和・防止

対象	効果効能
うおのめ・たこ用剤	うおのめ・たこ
かさつき・あれ用剤	手足のかさつき・あれの緩和
ビタミンC剤	肉体疲労時、妊娠・授乳期、病中病後の体力低下時又は中高年期のビタミンCの補給
ビタミンE剤	中高年期のビタミンEの補給
ビタミンEC剤	肉体疲労時、病中病後の体力低下時又は中高年期のビタミンECの補給
ビタミン含有保健剤	滋養強壮、虚弱体質、肉体疲労・病中病後（又は病後の体力低下）・食欲不振（又は胃腸障害）・栄養障害・発熱性消耗性疾患・妊娠授乳期（又は産前産後）（ビタミンA、Dを含まないもの）などの場合の栄養補給
カルシウム剤	妊娠授乳期・発育期・中高年期のカルシウムの補給

医薬品等に関するルール⑤

■ 医薬品等で使用できないNG表現

NG例	NG理由
<p>効果が証明されています／高い安全性と信頼性に基づいた○○ ベストセラー／大好評／静かなブーム 国内外で信頼された安全性、トップシェアを誇っています 国内基準を上回る厳しい品質管理のもと製造されています アトピー性皮膚炎やアレルギー性肌の方も安心です／赤ちゃんやお年寄り、敏感肌の方も安心です 自然素材を使用しているので肌質を問いません 愛称者多数！自信をもってオススメします／肌の悩みを解決、トラブル解消／一度使ったら手放せません</p>	<p>効果効能や安全性を保証する（保証するかのような）表現は禁止されている</p>
<p>世界一、日本一、国内一 世界で最も使用されている、信頼されている 最先端技術の、最新の 画期的な、完全な 副作用は全くありません、絶対にありません 非常に高い、抜群の、強力な</p>	<p>効能効果等又は安全性について最大級の表現やこれに類する表現は禁止されている</p>
<p>A社の製品を圧倒している販売実績 信頼の高さ、品質の高さは他社をしのぎます ○○に比べてはるかに 従来○○では</p>	<p>他社製品の誹謗中傷につながる表現は禁止されている</p>
<p>承認された効果効能が下記の場合 【効果効能】 日常生活における身体不調の改善・予防 ①二日酔いに伴う食欲の低下 ②目の疲れ ③肩、首、腰の不調</p> <p>NG1) この薬の効果は身体不調の改善や予防で、目の疲れによく効きます。 NG2) この薬は日常生活における身体不調の改善や予防であり、二日酔いに伴う食欲の低下、目の疲れ、肩・首・腰の不調、視力低下に効果があり、服用することで基礎代謝が向上します。</p>	<p>NG1) 「日常生活における」が欠落している 「目の疲れ」が強調されている</p> <p>NG2) 「視力低下」は承認された効果効能を超えている 「基礎代謝が向上する」は二次的な効果を謳っている</p>

医薬品等に関するルール⑥

■ 医薬品等で使用できないNG表現

NG例	NG理由
厚生労働省（FDA、官公庁、医師会なども同様）が承認した〇〇／基準をクリアした 人気の内科医〇〇先生が推薦する／〇〇先生監修の 全国の病院で推奨されている〇〇	医療関係者等の推薦
使ったら肌が潤って効果を実感できました！ なかなか治らず悩んでいたアトピーが改善されました！ 急激に痩せた友達から進められて使用したところ、1週間で体重が5キロ減りました！	利用者の体験談であっても、効果効能や安全性を保証する（保証するかのよう）表現は禁止されている

ポイント★



効果効能、副作用の断定、承認された以上の表現を用いることはNG
 特定の誰かが効果効能や安全性を保証するような表現もNG

薬用化粧品等に関するルール①

薬用化粧品は医薬部外品であることが多く、基本的には「①医療品等に関するルール」に沿う必要があるが、一定の範囲で効果効能に関する表現を使用することができる。

対象となるもの（記事で扱う対象）	ルール
薬用化粧品	<ul style="list-style-type: none"> ・薬用化粧品のメーカーサイトを確認し、メーカーサイトに記載の内容を抜け漏れ・脚色なく記載する ・薬用化粧品で使用可能な表現の範囲内で効果効能を謳うことができる ・同じブランドの薬用化粧品を1つの記事で説明する場合は共通する効果効能のみを書く

記事作成では、指定された効果効能を抜け漏れなく正しく記載する必要がある。

化粧品（シャンプーや歯みがき粉なども含む）には、**医薬部外品である「薬用化粧品」と医薬部外品でない一般的な化粧品がある**ため注意。

薬用化粧品等に関するルール②

■ 薬用化粧品で使用できる効果効能に関する表現 ※下記を超えた表現は使用不可

対象	表現
シャンプー	ふけ・かゆみを防ぐ／毛髪・頭皮の汗臭を防ぐ／毛髪・頭皮を清浄にする 毛髪・頭皮をすこやかに保つ／毛髪をしなやかにする ←どちらか一方のみ（同時使用不可）
リンス	ふけ・かゆみを防ぐ／毛髪・頭皮の汗臭を防ぐ／毛髪の水分・脂肪を補い保つ／裂毛・切毛・枝毛を防ぐ 毛髪・頭皮をすこやかに保つ／毛髪をしなやかにする ←どちらか一方のみ（同時使用不可）
化粧水	肌荒れ・あれ症／あせも・しもやけ・ひび・あかぎれ・にきびを防ぐ／油性肌／かみそりまけを防ぐ／日やけによるしみ・そばかすを防ぐ／日やけ・雪やけ後のほてり／肌をひきしめる／肌を清浄にする／肌を整える／皮膚をすこやかに保つ／皮膚にうるおいを与える ※作用する要素とその働きの根拠が明確な場合「メラニンの生成を抑え、しみ・そばかすを防ぐ」も認められる
クリーム、乳液、ハンドクリーム、化粧用油	肌荒れ・あれ症／あせも・しもやけ・ひび・あかぎれ・にきびを防ぐ／油性肌／かみそりまけを防ぐ／日やけによるしみ・そばかすを防ぐ／日やけ・雪やけ後のほてり／肌をひきしめる／肌を清浄にする／肌を整える／皮膚をすこやかに保つ／皮膚にうるおいを与える／皮膚を保護する／皮膚の乾燥を防ぐ ※作用する要素とその働きの根拠が明確な場合「メラニンの生成を抑え、しみ・そばかすを防ぐ」も認められる
ひげそり用剤（シェービングフォーム、クリーム）	かみそりまけを防ぐ／皮膚を保護し、ひげをそりやすくする
日焼け止め剤	日やけ・雪やけによる肌あれを防ぐ／日やけ・雪やけを防ぐ／日やけによるしみ・そばかすを防ぐ／皮膚を保護する ※作用する要素とその働きの根拠が明確な場合「メラニンの生成を抑え、しみ・そばかすを防ぐ」も認められる
パック	肌荒れ・あれ症／にきびを防ぐ／油性肌／日やけによるしみ・そばかすを防ぐ／日やけ・雪やけ後のほてり／肌をなめらかにする／皮膚を清浄にする
薬用石鹸（洗顔料を含む）	<殺菌剤を主成分とするもの> 皮膚の清浄・殺菌・消毒／体臭・汗臭及びにきびを防ぐ <消炎剤を主成分とするもの> 皮膚の清浄、にきび・かみそりまけ及び肌あれを防ぐ

ポイント★ 「にきびを防ぐ」という表現を省略して、「にきび」のみを書くことは不可。表現はそのまま使用すること。



一般化粧品に関するルール①

化粧品は医薬品ではないため、予防・治療的な表現、それに類する表現は禁止されている。
ただし、認められた表現の範囲内であれば効果効能を謳うことができる。

対象となるもの（記事で扱う対象）	ルール
一般化粧品（化粧水、美容液、ファンデーション、シャンプー、歯磨き粉など）	<ul style="list-style-type: none"> ・化粧品のメーカーサイトを確認し、メーカーサイトに記載の内容を脚色なく記載する ・化粧品に認められた56の表現の範囲内で作成する <ul style="list-style-type: none"> ※ただしすべてにおいて56の表現が使用できるものではなく商品ジャンルごとに不自然でない表現を選ぶ必要がある ・同じブランドの化粧品の1つの記事で説明する場合は共通する効果効能のみを書く ・化粧品に配合されている成分のうち、一部の成分について言及する場合、その成分の「配合目的」について併記する必要がある。 <p>【参考】 東京都福祉保健局「広告基準：化粧品の効能効果の範囲について」 http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kenkou/iyaku/sonota/koukoku/iyacoski/kijun/kono.html</p>

一般化粧品に関する記事では、「**メイクによる**見た目への効果」や「使用感」は一定の範囲で認められている。

例)

- ・化粧品くずれを防ぐ（身体に作用しない）、みずみずしいはだに見せる、肌を明るく見せる、小じわを目立たなく見せる
- ・爽快感（清涼感）を与える、爽快にする

ポイント★

化粧品に含まれている成分のうち一部の成分について触れる場合、「成分の配合目的」について併記しなければなりません。併記する場合は、事実であること・56表現の範囲内であることの2点を守ってください。
例) お肌にうるおいを与える成分としてローズマリーエキスを配合しています



一般化粧品に関するルール②

■化粧品の効果効能の範囲（56表現） ※下記を超えた表現は使用不可

頭皮、毛髪を清浄にする	シャンプー	肌を柔らかげる	化粧水、クリーム、乳液、ハンドクリーム、化粧用油
香りにより毛髪、頭皮の不快臭を防ぐ	シャンプー、リンス	肌にはりを与える	
頭皮、毛髪を健やかに保つ		肌にツヤを与える	
毛髪にはり、こしを与える		肌を滑らかにする	
頭皮、毛髪にうるおいを与える		ひげを剃りやすくする	ひげそり用剤（シェービングフォーム、クリーム）
頭皮、毛髪のうるおいを保つ		ひげそり後の肌を整える	
毛髪をしなやかにする		あせもを防ぐ（打粉）	打粉（パウダーなど）
クシ通りをよくする		日やけを防ぐ	日焼け止め、化粧水、クリーム、乳液、ハンドクリーム、化粧用油
毛髪をつやを保つ		日やけによるシミ、ソバカスを防ぐ	
毛髪につやを与える		芳香を与える	香料を含むもの
フケ、カユミがとれる		爪を保護する	爪用化粧品
フケ、カユミを抑える		爪をすこやかに保つ	
毛髪の水分、油分を補い保つ		爪にうるおいを与える	
裂毛、切毛、枝毛を防ぐ	リンス	口唇の荒れを防ぐ	リップクリーム
髪型を整え、保持する	ヘアワックス、整髪料	口唇のキメを整える	
毛髪の帯電を防止する		口唇にうるおいを与える	
（汚れを落とすことにより）皮膚を清浄にする	石鹸、ボディソープ	口唇をすこやかにする	
（洗浄により）ニキビ、アセモを防ぐ（洗顔料）	洗顔料	口唇を保護する。口唇の乾燥を防ぐ	
肌を整える	化粧水、クリーム、乳液、ハンドクリーム、化粧用油	口唇の乾燥によるカサツキを防ぐ	
肌のキメを整える		口唇を滑らかにする	
皮膚をすこやかに保つ		ムシ歯を防ぐ	歯みがき類に限る
肌荒れを防ぐ		歯を白くする	
肌をひきしめる		歯垢を除去する	
皮膚にうるおいを与える		口中を浄化する（歯磨き粉類）	
皮膚の水分、油分を補い保つ		口臭を防ぐ（歯磨き粉類）	
皮膚の柔軟性を保つ		歯のヤニを取る	
皮膚を保護する		歯石の沈着を防ぐ	
皮膚の乾燥を防ぐ		乾燥による小ジワを目立たなくする	化粧品機能評価ガイドラインに基づく試験等を行い効能を確認できた場合に限る

ポイント★ 「補い保つ」は「補う」「保つ」でも可、「皮膚」と「肌」はどちらでも可。



薬用化粧品・化粧品等に関するルール【NG表現例①】

■ 薬用化粧品・化粧品で特に注意すべき表現

NG表現	理由	適正表現
しみ・そばかすを防ぐ	「日焼けによる」が欠落しており、あらゆる状況で「しみ・そばかすを防ぐ」と誤解を生じさせる表現である	日焼けによるしみ・そばかすを防ぐ（化粧品） メラニンの生成を抑え、しみ・そばかすを防ぐ（薬用化粧品） メイクによりシミ・そばかすを目立たなくする
毛穴をひきしめる	「毛穴」のひきしめは認められていない 頭皮、荒れた肌、も同様	肌をひきしめる
美白（効果）・ホワイトニング（効果） ※肌に対するもののみ	「美白」や「ホワイトニング」は肌を白くさせることを想起させるが、そのような効果は認められていない	日焼けによるしみ・そばかすを防ぐ メラニンの生成を抑え、しみ・そばかすを防ぐ（薬用化粧品） メイクにより肌を白くみせます
たるんだ肌のリフトアップ、たるみをひきしめる	「リフトアップ」は肌のひきしめ、たるみを戻すことを想起させるが、そのような効果は認められていない	肌をひきしめる たるんだ肌にすりこむように使用してください（商品の効果ではない部分に係る表現は可）
アンチエイジング、肌がよみがえる、若返る、肌の酸化を防ぐ	「若返り」「老化防止」を想起させるが、そのような効果は認められていない。「エイジングケア」は「年齢に応じた化粧品を用いること」という意味合いで可。	年を重ねた肌にうるおいをあたえるエイジングケアに
肌へ浸透、肌の奥まで届く、ダメージ層へ深く浸透など	化粧品成分が浸透する表現は「角質層」までは許容されているが、それ以上は認められていない	角質層へ浸透、角質層のすみずみへ

薬用化粧品・化粧品等に関するルール【NG表現例②】

■ 薬用化粧品・化粧品で特に注意すべき表現

NG表現	理由	適正表現
有効成分・漢方成分	「有効」や「漢方」は医薬品的表現のため使用できない	有用成分、美容成分
疲れた肌、お疲れ肌、肌の疲れに○○	「疲労回復」を想起させるが、そのような効果は認められていない	肌をひきしめる 肌をすこやかに保つ
治癒、回復、改善、治す、治療	医薬品的表現であり、化粧品の効果として認められていない	肌をすこやかに保つ、肌をひきしめる、肌を整える
細胞、セル、細胞レベルで	化粧品成分が浸透する表現は「角質層」までは許容されているが、それ以上は認められていない	角質層へ浸透、角質層のすみずみへ
痩身、スリミング、セルライト	身体の構造機能に影響する表現であり、化粧品の効果とし認められていない	肌を美しく見せる、すこやかボディ、ダイエットをサポート
ケミカルピーリング（単にピーリング）	「ケミカルピーリング」は医療行為のため化粧品で使用することはできない。単に「ピーリング」と表現する場合も、「ケミカルピーリング」と混同しないようにする必要がある	古い角質を洗い流すピーリング コットンに浸して拭き取ることで古い角質をピーリング除去できます
アロマテラピー	「アロマテラピー」は治療行為を想起させるため化粧品で使用することはできない。	-（記載しない）

薬用化粧品・化粧品等に関するルール【NG表現例③】

■ 薬用化粧品・化粧品で特に注意すべき表現

NG表現	理由	適正表現
「薬用〇〇」	化粧品の名称に「薬用」を含むことはできない ※Webサイト上では商品名に含まれているように記載されているが、正式名称ではないので注意	薬用化粧品の「〇〇」
傷んだ髪を修復、髪の再生を促す、髪質改善	「修復」「再生」「髪質改善」は医薬品的表現のため認められていない 「補修」は治す・改善することではないため治療的・医薬品的でない場合は可	髪を補修して質感をととのえる 枝毛やパサつきなどの傷んだ髪を補修
肌がすべすべになりました (体験談)	身体の構造の変化に言及する表現のため	さらっとしたテクスチャーでべたつきません (使い心地・使用感)
リラックスできる、リラックスさせる	精神への作用をうたうことはできないのでNG 「リラックスタイム」など、効果効能としてではない表現は可	リフレッシュできる、リフレッシュする

ポイント★ 薬用化粧品（医薬部外品）と一般化粧品では使用可能な表現がおおよそ同じです。



保健機能食品に関するルール

食品のうち、保健機能食品（特定保健用食品、機能性表示食品、栄養機能食品）は医薬品的な表現はできないが一定の範囲内で効果効能を謳うことができる。

対象となるもの	ルール
保健機能食品	下記の内容を超えていない範囲で作成・チェックする <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健用食品として許可を受けた内容（「許可表示」の内容） ・下記表現など、効果効能等に関係しないもの 名称、原材料・原料原産地、内容量・形状、賞味期限、保存方法、製造・販売者、商品価格・送料・キャンペーン、受賞・特許内容、購入方法
機能性表示食品	下記の内容を超えていない範囲で作成・チェックする <ul style="list-style-type: none"> ・機能性表示食品として届け出を行った内容（「届出表示」の内容） ・下記表現など、効果効能等に関係しないもの 名称、原材料・原料原産地、内容量・形状、賞味期限、保存方法、製造・販売者、商品価格・送料・キャンペーン、受賞・特許内容、購入方法 【参考】消費者庁「機能性表示食品制度届出データベース」 http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_with_function_claims/ https://www.fld.caa.go.jp/caaks/cssc01/
栄養機能食品	下記の内容を超えていない範囲で作成・チェックする <ul style="list-style-type: none"> ・含まれる栄養成分について「消費者庁『栄養機能食品の規格基準について』」に記載された成分量、栄養機能表示および注意喚起表示の記載 ・下記表現など、効果効能等に関係しないもの 名称、原材料・原料原産地、内容量・形状、賞味期限、保存方法、製造・販売者、商品価格・送料・キャンペーン、受賞・特許内容、購入方法 【参考】消費者庁：「栄養機能食品の規格基準について」 http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin830.pdf

一般的な健康食品・サプリメント等、あきらか食品に関するルール①

保健機能食品等でない一般的な健康食品・サプリメント等については、医薬品等との混同を防ぐため効果効能についての表現は一切できない一方で、野菜や肉など（加工食品含む）、一般的な食生活において医薬品等と混同の余地がない食品は事実に基づく範囲で効果効能を謳うことができる

対象となるもの（記事で扱う対象）	ルール
保健機能食品でない健康食品、サプリメント	<ul style="list-style-type: none"> ・病的な健康状態や身体的機能・構造の変化などに関連しない表現で、「栄養補給」「健康維持」「美容」を目的とした表現は可能 ・下記表現など、効果効能等に関係しないもの 名称、原材料・原料原産地、内容量・形状、賞味期限、保存方法、製造・販売者、商品価格・送料・キャンペーン、受賞・特許内容、購入方法
あきらか食品	<ul style="list-style-type: none"> ・食品が含有する成分がもつ効果効能を事実の範囲内で記載することは可能

ポイント★



「○○剤」は医薬品的表現 = 「健康増進剤」「栄養補給剤」などの表現はNG

一般的な健康食品・サプリメント等、あきらか食品に関するルール②

■ 一般的な健康食品・サプリメントで特に注意すべき表現

NG表現	理由	適正表現
病後の栄養補給に、肌荒れにお悩みの方の美容のために	病的な健康状態や身体的機能・構造の変化に言及する表現のため	働き盛りの方の栄養補給に、美しくなりたいという方の食生活をサポート
身長が伸びないと悩んでいる人にオススメ	身体の構造の変化に言及する表現のため	成長期の栄養補給をサポート
デトックス・整腸作用	「解毒（＝有毒物を体外に排出する）」「整腸作用」は身体的作用のため医薬品でのみ謳える。健康食品では謳えない表現のため	健康維持をサポートします
血圧を下げる、血管を広げる・血流を良くする	いずれも身体的な作用を意味する、医薬品にのみ謳える表現。健康食品では謳えないため	健康維持をサポートします
燃焼成分が新陳代謝を促進	「新陳代謝」は身体機能であり、身体的機能への影響に言及している表現のため	ダイエット時の栄養補給をサポートします
燃焼成分が脂肪を燃やしてくれている感じが実感できます（体験談）	身体の機能に言及している（暗示する）表現のため	ダイエットで偏りがちな食生活を補ってくれています
サプリメントに含まれている〇〇という成分には新陳代謝を促す効果があり・・・	身体的機能への影響に言及している表現のため ※サプリメント自体の効果ではなく含まれている成分であってもNG	サプリメントには〇〇という成分を含んでいます（効果効能に言及せず単に含まれている事実を記載）

ポイント★ 身体的構造（身体そのもの）や機能に変化・影響を及ぼすような表現、医薬品的表現はNG



参考サイト

■ 厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/index.html

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/keshouhin/index.html

■ 消費者庁

http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/health_promotion/

http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/extravagant_advertisement/

http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/160630premiums_9.pdf

■ 東京都福祉保健局薬務課

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kenkou/kenko_shokuhin/ken_syoku/index.html

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shokuhin/hyouka/files/041007ken2_04.pdf

■ 日本化粧品工業連合会

<https://www.jcia.org/user/business/advertising/>